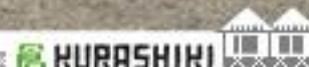


倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン

～継続的で安定したお客さまへの

サービスの提供を目指して～

平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度）



平成28年（2016年）3月

（令和3年（2021年）5月 部分改訂）

倉敷市環境リサイクル局下水道部

目 次

1	倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンの基本事項	
(1)	倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン策定の目的	1
(2)	長期的な視点の必要性	1
(3)	経営戦略ビジョンの位置付け	2
(4)	経営戦略ビジョンの期間	2
2	倉敷市下水道事業の現状と課題	
(1)	下水道事業の現状	3
(2)	下水道事業の課題	4
3	経営戦略ビジョンの基本方針	6
4	基本方針に基づく重点施策	
4-1	きれいな高梁川や瀬戸内海を守る	
(1)	汚水処理整備事業	7
(2)	良好な水循環の再生	7
(3)	下水道資源の循環	8
4-2	安全、安心な生活を支える	
(1)	地震対策事業	8
(2)	長寿命化対策事業	10
(3)	浸水対策事業	11
4-3	健全な経営で事業を継続する	
(1)	組織及び人材育成に関する事項	12
(2)	使用料、その他の収入に関する事項	12
(3)	公営企業の経営に関する事項	14
(4)	経費削減に向けた事項	16
(5)	下水道事業の「見える化」に関する事項	16
5	経営戦略ビジョンの進ちょく管理	16
6	経営戦略ビジョンの経営指標	17
7	投資・財政計画	
7-1	経営戦略ビジョンにおける事業費	19
○前期(平成28年度～平成32年度)		20
○後期(平成33年度～平成37年度)		21
経営戦略ビジョン 施策別 箇所図		22
7-2	投資・財政計画	
(1)	これまでの実績	24
(2)	これからの見込み	26
8	上位計画との整合性	28
9	用語解説	29

1 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンの基本事項

(1) 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン策定の目的

下水道は、水の循環をとおして、市民の衛生的で快適な生活環境を支え、河川等の水環境を水質汚濁等から守っています。本市下水道事業の平成26年度末での下水道人口普及率は、76.2%（全国平均 77.6%）となっており、市街化区域における下水道整備は、概ね完了する状況にあります。

これからの10年間を見据えた本市の下水道事業が目指す姿を実現するため、不断の経営健全化を軸とした経営の方針として「倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン」を策定するものです。（令和3年5月に部分改訂）

① 大きな変化に対応

本市の下水道事業は、事業・施設の拡大の時代からインフラの更新需要を踏まえた維持管理が主体となる、経営の時代へと大きな転換期を迎えています。

本市の人口は、現在、微増傾向となっているものの、今後の人口推計において、平成31年（2019年）をピークに減少に転ずるとされており、節水型社会の進展に伴う水需要の減少も重なり、下水道使用料収入は、減少傾向にあります。

② お客さまのご理解

下水道の利用者である市民の皆さまは、私たちにとって、大切なお客さまです。

本市の下水道事業が社会の変化に対応し、今後、サービスの安定的な供給継続を図るためには、お客さまにご理解とご協力をいただくことは、必要不可欠な事柄です。

③ 今後10年間の整備計画

平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した持続的な汚水処理システム構築に向けた「都道府県構想策定マニュアル」が示されました。マニュアルでは、今後10年程度を目標に、各種汚水処理施設の整備を概ね完了させることとされており、これまで5年ごとに策定していた「倉敷市下水道整備五箇年計画」を本ビジョンと統合し、平成27年度末で終期を迎える第11次下水道整備五箇年計画の後継となる前期五年、後期五年のアクションプログラム（整備実施計画）すなわち、「倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定します。（令和3年5月に部分改訂）

(2) 長期的な視点の必要性

下水道事業を取り巻く課題は、時間の経過とともに、ゆっくりですが、確実に深刻度を増し、サービスの低下や下水道事業そのものの持続可能性の危機を迎えており、この点について、ビジョン策定の着眼点としています。



① 下水道事業は継続事業

下水道は、普段は目にすることのできない施設ですが、快適な生活や良好な水環境の創造など安全・安心を支える重要なライフラインであり、一時も止めることのできない半永久的な継続事業です。

② 長期的な視点による事業展開

下水道に課された役割は、公衆衛生の確保と生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全など多くありますが、そのすべてを行うことは財政的にも困難であり、将来の倉敷市には、本当に何が必要なのかを長期的な視点で見極めた計画が必要となります。

③ 健全経営

今後は従来下水道未普及地区における下水道整備に加え、改築更新・浸水対策などの事業実施も必要であり、健全経営の観点から、支出と収入のバランスを考慮した長期的な投資・財政計画が必要となります。(事業と経営の一体化)

(3) 経営戦略ビジョンの位置付け

本ビジョンは、平成26年8月に総務省から通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づく「経営戦略」として、策定します。

この留意事項通知では、『中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があり、この「経営戦略」に基づく計画的な経営が必要である。』としており、将来に渡り事業を安定的に継続するため、本ビジョンを策定するものです。

本ビジョン策定に当たっては、その位置付けを「倉敷市第七次総合計画」、「倉敷市都市計画マスタープラン」、「倉敷市第三次環境基本計画」、「倉敷市地域防災計画」、「倉敷みらい創生戦略」を上位計画とし、整合性を図っています。

(4) 経営戦略ビジョンの期間

今までに経験したことのない社会情勢が想定される中で、今後の下水道事業が目指す姿を示すことが必要とされています。また、第11次下水道整備五箇年計画が平成27年度で終期を迎えることから、新たな事業計画の策定が迫られている中で、本ビジョンの計画期間を平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)の10年間としました。

2 倉敷市下水道事業の現状と課題

(1) 下水道事業の現状

本市の下水道事業は、今から60年以上前の、昭和27年に児島地区で着手し、山や川などの地形的な制約を受けながらも、市内各地区で下水道管きょや下水処理場を建設してきました。

その結果、平成27年3月31日現在、下水道管きょ延長 1,940km、下水処理場 4 箇所、ポンプ場 24 箇所を整備しています。

特に平成以降は、生活環境の改善を強く望む市民の声に答えるため、政策的に下水道整備を推進してきたこともあり、下水道人口普及率は高い伸び率を維持したものの、市債残高は、平成26年度末で、約 1,772 億円と多額になっています。

そのため、市債に対する毎年の元金利子償還金は、約 150 億円となっており、歳出総額が約 260 億円であることから、市債償還金が歳出総額に占める割合は、50%以上となっています。

一方、歳入額の多くを占める下水道使用料は、約 70 億円となっていますが、平成18年度以降、使用料改定を行わず、据え置いている状況であり、また、一般会計からの財源補てんである一般会計繰入金は、100 億円を超えており、下水道使用料のみでの事業運営は、困難な状況となっています。

○平成26年度決算の状況（単位；千円）

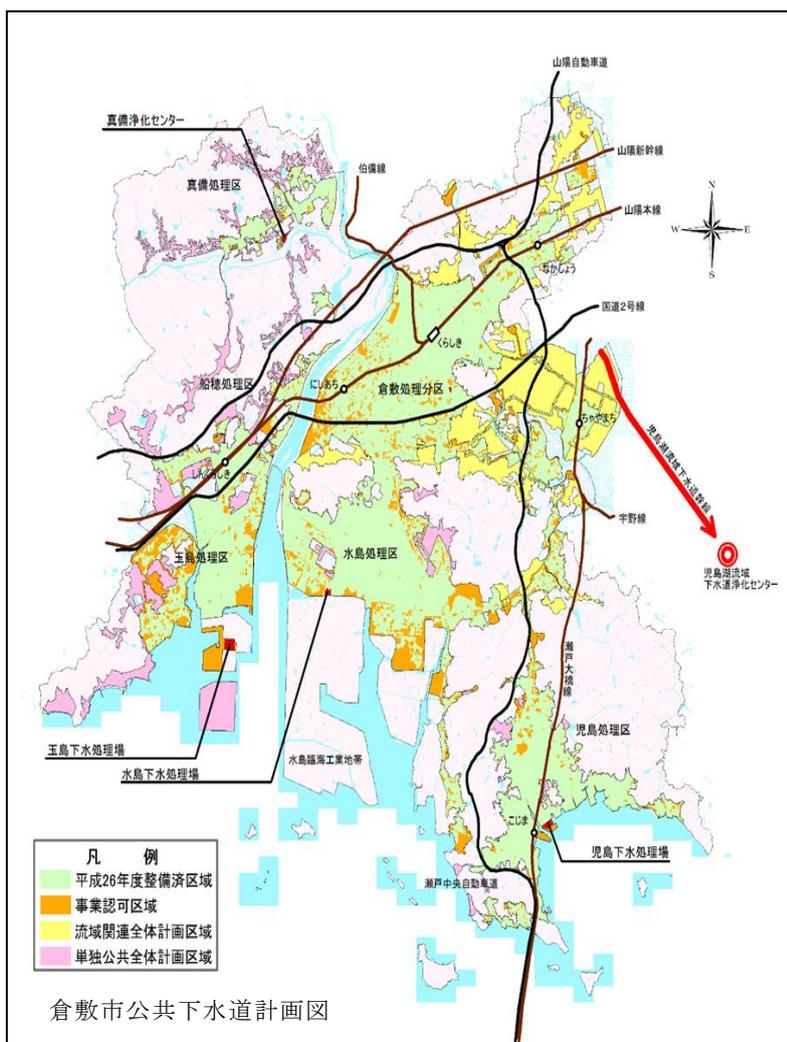
・歳入

項目	決算額
下水道受益者負担金	69,882
下水道使用料	6,987,093
国庫支出金	1,838,562
繰越金	58,254
市債	4,897,000
その他雑入	46,480
一般会計からの繰入金	11,934,961
合計	25,832,232

・歳出

項目	決算額
下水道管理費	3,504,233
下水道事業費	6,924,443
流域下水道事業費	23,492
元金償還金	11,195,542
利子償還金	4,120,153
元利償還金小計	15,315,695
合計	25,767,863

・平成26年度末市債残高 177,178,184 千円



倉敷市公共下水道計画図

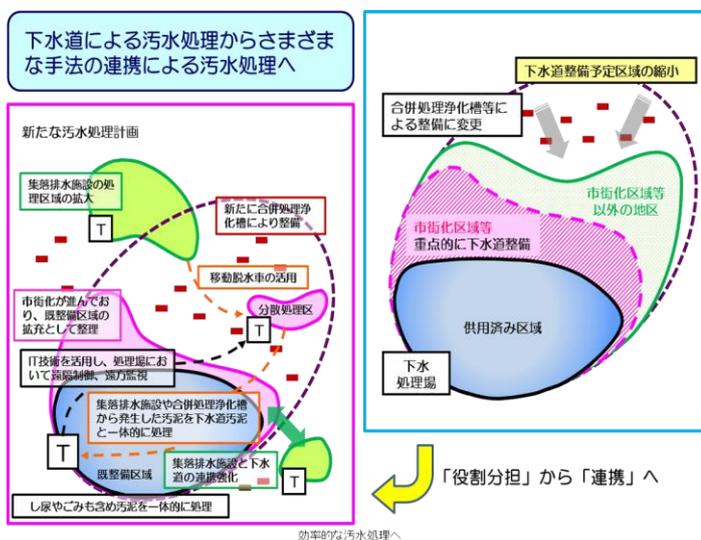
(2) 下水道事業の課題

人口減少・高齢化社会の到来や節水型社会の進行による使用水量の減少、頻発する自然災害への備えなど下水道を取り巻く環境は変化しており、次のような課題が生じています。

① 効率的な汚水処理整備の推進

下水道事業は、文化的な生活を行うため、必要不可欠で止めることのできない半永久的な継続事業です。平成27年度までの第11次下水道整備5箇年計画（平成23年度～平成27年度）において、市街化区域での下水道整備は概ね完了する予定ですが、水環境の改善、公衆衛生の向上に日々、寄与していく必要があります。

今後は、下水道、合併処理浄化槽、集落排水が互いに連携する形で効率的な汚水処理整備が必要とされます。



② 地球温暖化対策（下水処理に伴う、大量の電力使用）

下水道は、水をきれいに流すという点では、環境の保全に役立っていますが、その処理過程では、大量の電力を使用しており、温室効果ガスの発生観点では、地球環境に負荷を与えています。

地球温暖化対策への寄与として、下水道事業においても省エネ・創エネに努める必要があることから、今後は、下水道が持つ資源やエネルギーを有効活用する調査研究が必要です。

③ 巨大地震に対する危機

本市では、大規模な地震である南海トラフ巨大地震の発生する確率は、今後30年以内で60～70%、マグニチュード8.6、本市での震度は6強、地震に伴う津波も発生すると言われています。

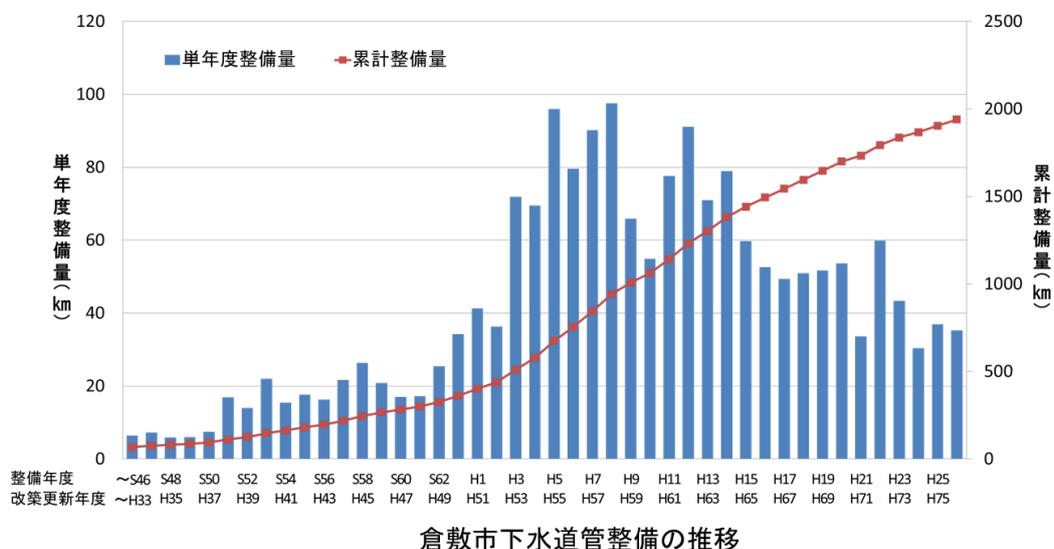
下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

また、下水道施設は、他のライフラインと異なり、地震時に同様の機能を代替する手段がないにもかかわらず、多くの施設の耐震工事が未了です。

④ 施設の老朽化に伴う改築更新需要の拡大

本市では、敷設から50年以上が経過した下水道管もあり、老朽化による破損

が原因となる道路陥没の発生が懸念されます。また、本市の下水道施設整備は、平成に入ってから、政策的かつ集中的に事業実施したため、老朽化に対しての改築更新時期が集中し、その工事にも多額の費用が必要となります。



⑤ 浸水に対する危機

下水道は、浸水防除という役割を持っており、近年の都市化による雨水流出形態の変化を考慮して、内水はん濫による甚大な浸水被害の発生を防ぐ必要があります。

近年の台風の状況やゲリラ豪雨は、私たちの生活への脅威となっており、内水ハザードマップ等により、浸水リスクを公表し、減災の取り組みが必要です。

水防法の一部改正や下水道法の改正を踏まえた総合的な雨水対策により、下水道が担うべき役割を果たしていく必要があります。

⑥ ベテラン職員の退職や非正規職員の増加による技術継承の懸念

下水道事業に携わる職員のうち、非正規職員数が増加しており、ベテラン職員の退職により、積み重ねてきた技術の継承が懸念されます。

⑦ 節水型社会に伴う水需要の減少による下水道使 v 用料収入の減少

近い将来に訪れる人口減少社会や生活スタイルの変化に伴う節水型社会の到来により、年間有収水量は減少していく傾向にあります。

有収水量は、下水道使用料収入に直結するものであり、使用料収入の減少により、事業の経営が厳しくなると危惧され、原価に対する新たな施策が必要となります。

⑧ 下水道に対する市民の意識（あって当たり前のもの）

下水道事業は、市民の皆様にご理解いただけていないことも多くあり、それは、情報量や対話の少なさから生じているものと考えられます。

下水道は、普段目に見えない施設ですが、なくてはならないライフラインの一つです。

市民の皆様とのコミュニケーションを図り、見えない下水道を「見える化」することで、市民の皆様のご理解、ご協力をいただく必要があります。

3 経営戦略ビジョンの基本方針

倉敷市では豊かな自然環境の中で、先人の知恵や感性、そして文化が培われてきました。私たちは、人口減少などの今までに経験のしたことがない社会情勢や下水道事業が建設から維持管理へと大きく転換する時代を迎えようとしています。

下水道を取り巻く諸課題を解決し、今後、本市下水道事業が目指すべき姿の実現に向け、公共下水道事業を営む者として、お客さまの負託に応えなければなりません。

そこで、継続的で安定したお客さまへのサービスの提供を目指すために、次の三つの柱から構成される基本方針を定めました。

【基本方針】

継続的で安定したお客さまへのサービスの提供を目指すための三つの柱

- (1) きれいな高梁川や瀬戸内海を守る
- (2) 安全，安心な生活を支える
- (3) 健全な経営で事業を継続する



4 基本方針に基づく重点施策

4-1 きれいな高梁川や瀬戸内海を守る

(1) 汚水処理整備事業

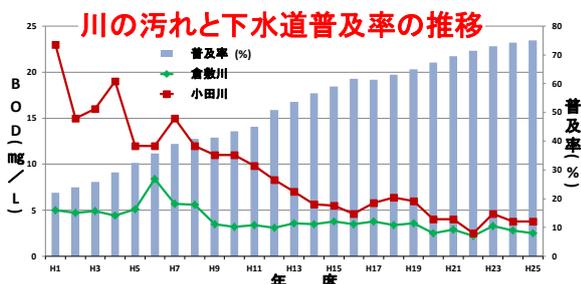
生活排水による水環境の汚濁を防止するためには、下水道のみならず汚水処理の普及を推進する必要があります。平成27年度までの第11次下水道整備5箇年計画において、市街化区域での下水道整備は概ね完了し、下水道の人口普及率は77%となり、農業集落排水と合併処理浄化槽を含めた汚水処理普及率は90%となる見込みです。

今後の下水道整備は、市街化区域内においては未整備地区（私道・低宅地など）の解消を図り、市街化調整区域内においては、整備効率が良い箇所を整備対象とします。家屋の密集地

では下水道が、家屋の散在地では合併処理浄化槽が経済的に有利となることから、それぞれの特性を総合的に判断し、下水道、合併処理浄化槽、集落排水が互いに連携する形で汚水処理の推進を図っていきます。

(2) 良好な水循環の再生

本市の下水の放流先である瀬戸内海や児島湖などの閉鎖性水域においては、汚濁物質が拡散されにくいという特性があり、一旦汚れた水は、きれいになるまで長期間を要します。本市では赤潮などの原因となるちっ素やリンを除去できる高度処理を真備浄化センターや水島下水処理場・児島下水処理場・玉島下水処理場の各一部に導入し、下水処理を行っています。現在、国土交通省より公表された「既存施設を活用した段階的・高度処理の普及ガイドライン」を踏まえ、運転管理の工夫により高度処理化を行い、放流水の汚濁負荷削減と、今後必要とされていた高度処理施設の建設費の削減を図っています。今後は、汚濁負荷に係る国の動向に注視し、柔軟に対応していきます。



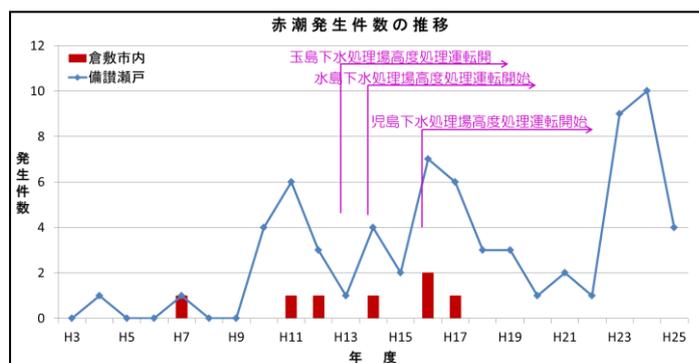
汚水処理の普及により、まわりの川などには魚や虫がもどってきており、ホタルも確認された場所もあります。



提供: 蔵おこし湧々



高度処理を導入している水島下水処理場の水処理施設



(出典 水産庁 HP より)

(3) 下水道資源の循環

大量の資源・エネルギー消費に伴うCO2等の温室効果ガス発生量の増加により、地球温暖化が進行し、世界的に気象変動による影響が顕在化してきました。下水道は、電力の大口需要家であり、下水道からの温室効果ガス排出量は、本市の中でも大きなウェイトを占めています。

そのため、省エネルギー対策や創エネルギー対策による他事業との連携も必要となってきています。



児島下水処理場消化ガス発電（愛称：くらげんき）

また、下水道は、下水汚泥中の有機物、再生可能エネルギー熱である下水熱など多くの資源・エネルギーポテンシャルを有していますが、その利用としては低水準であります。原因は、初期投資に要するコストが大きいことと、本市のように規模が小さくスケールメリットが働かない処理場が多くあるためです。下水処理から発生する再生水（処理水）、下水熱や下水道汚泥を資源として捉え、下水道は、それらエネルギー資源を集約・供給できる拠点となる必要があります。

平成27年度より、児島下水処理場では、下水道の処理過程で発生する消化ガスを燃料として、電気を発生させ、処理場で使用する機器へ使用しています。

また、倉敷市では下水道の付加価値利活用の一環として、下水熱利用に関する調査研究を進めてきました。倉敷市の外気温度は冬季に -4°C 程度まで低下するのに対して、下水水温は約 18°C 以上（実測値）と高いという特徴があります。平成29年度には、屋内水泳センターの熱源機器であるボイラーの老朽化改築にあわせて、下水熱利用のプール加温設備を導入しております。

4-2 安全、安心な生活を支える

(1) 地震対策事業

大規模な地震である南海トラフ巨大地震に備え、本市では、人命の優先、二次被害防止及び最低限の下水機能である揚水機能・消毒機能・放流機能を確保するため、施設の重要度・危険度に応じ、段階的に耐震化することを目的に、「倉敷市下水道総合地震対策計画（平成26年度～令和5年度）」に基づき、「防災対策」と「減災対策」を組み合わせ実施していきます。

	防災対策	減災対策
実施項目	<ul style="list-style-type: none"> 管きよの耐震化（緊急避難経路下の重要下水道幹線の耐震診断・対策） マンホールの浮上防止対策 処理場、ポンプ場の耐震化・耐津波化 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道BCP（事業継続計画・Business Continuity Plan） マンホールトイレの整備（76避難所） 管路の流下機能の確保 仮設資機材の備蓄

地震対策では防災対策も重要ですが、下水道施設の耐震化には膨大な時間と費用を要することから、減災対策も重要となります。そのため、大規模災害時に、下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、あらかじめ被災を想定して被害の最小化を図ることを目的とする計画、

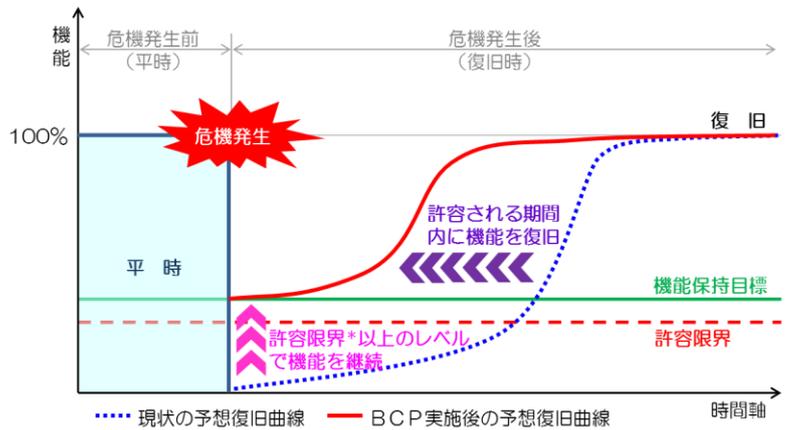
「倉敷市下水道BCP（第1版）」を平成26年3月に策定し、

令和3年3月に第3版として改訂しています。

この計画に基づき、被災により損傷した下水道の早期復旧に向けて、被害状況調査や緊急復旧作業に当たってもらうために、関係団体との災害時応援協定を結びました。

また、速やかな災害対応調査や復旧作業を確実に履行するため、日常からの訓練に取り組み、災害時の対応力を高めていきます。

なお、本市が各下水道関係団体と締結している災害協定は、下水道の早期復旧に非常に有益であるため、高梁川流域連携圏域内市町への適用拡大に対し、支援・協力をを行い、圏域内における災害時の減災対策をより強固なものとなるよう取り組んでいきます。



BCP：事業継続計画のイメージ

下水道事業における災害時応援協定の締結状況

協定先	協定内容	協定締結日
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における倉敷市公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定	H24. 3.22
倉敷測量設計業協会	災害時における倉敷市公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の応急措置等に関する協定	H26. 8.28
一般社団法人 岡山県測量設計業協会	災害時における公共土木施設及び土地改良施設等の応急措置等に関する協定	H26. 8.28
協同組合 倉敷市管事業協会 協同組合 児島管事業協会 真備町管工事協同組合	災害時における排水設備の応急措置等に関する協定	H26. 8.28
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他支援	H28. 3.24



マンホールトイレ
(緊急トイレ)



管路 緊急・一次調査 訓練

(2) 下水道のストックマネジメント

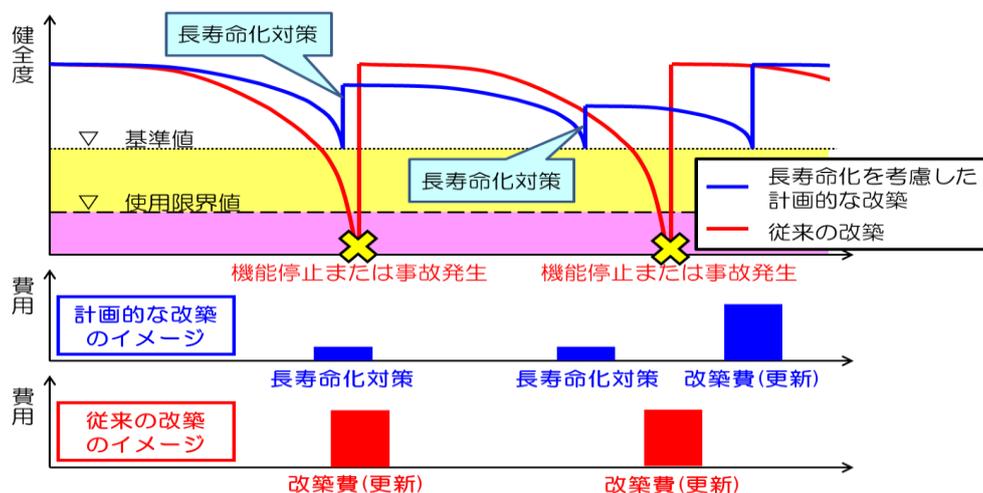
本市では、敷設から50年以上経過した下水道管があり、特にコンクリート製の下水道管の場合、硫化水素の発生により、劣化や破損が生じ、それらが原因となる道路陥没などが懸念されます。

また、整備完了した施設についても、老朽化に対しての改築更新対策事業が集中することにより、その工事費が必要となってきます。

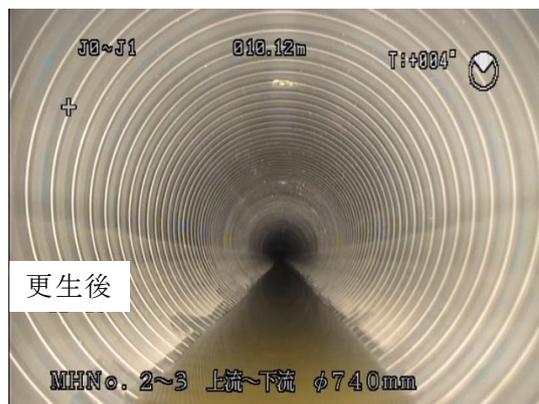
老朽化した下水道管の破損による道路陥没は交通事故を引き起こし、人命にも危険を及ぼす恐れがあることから、壊れてから直す「事後保全型」から壊れる前に直す「予防保全型」へ事業転換しており、適正な維持管理を行っています。

処理場・ポンプ場の施設においてはコンクリート構造物等と比べ耐用年数が短い機械・電気設備を多数抱えるとともに、腐食性ガスにさらされるなど劣悪な環境下に置かれることが多いため、比較的短いサイクルでメンテナンスや更新等が必要となります。

引き続き、増大する下水道の既存施設（ストック）を適切に管理し、施設の老朽化対策を計画的に行って、下水道の機能を将来にわたって維持・向上させるため、調査診断・改築更新を行っていきます。平成30年1月には、ライフサイクルコストの低減、事業費予算の平準化を行うことで、集中する財政負担を軽減するための倉敷市下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき事業を実施しています。



ライフサイクルコスト低減のイメージ



(3) 浸水対策事業

近年、全国的に都市化の進展による浸透域の減少や、河川水位等の背水影響により、浸水被害の顕在化、広域化が進んでいます。本市においても、平成 23 年台風 12 号による降雨や平成 30 年 7 月豪雨では甚大かつ広域的な浸水被害が発生しています。

このような背景により、本市では、内水浸水対策を計画的に進めることを目的として、令和 2 年 6 月に「倉敷市雨水管理総合計画」を策定しています。

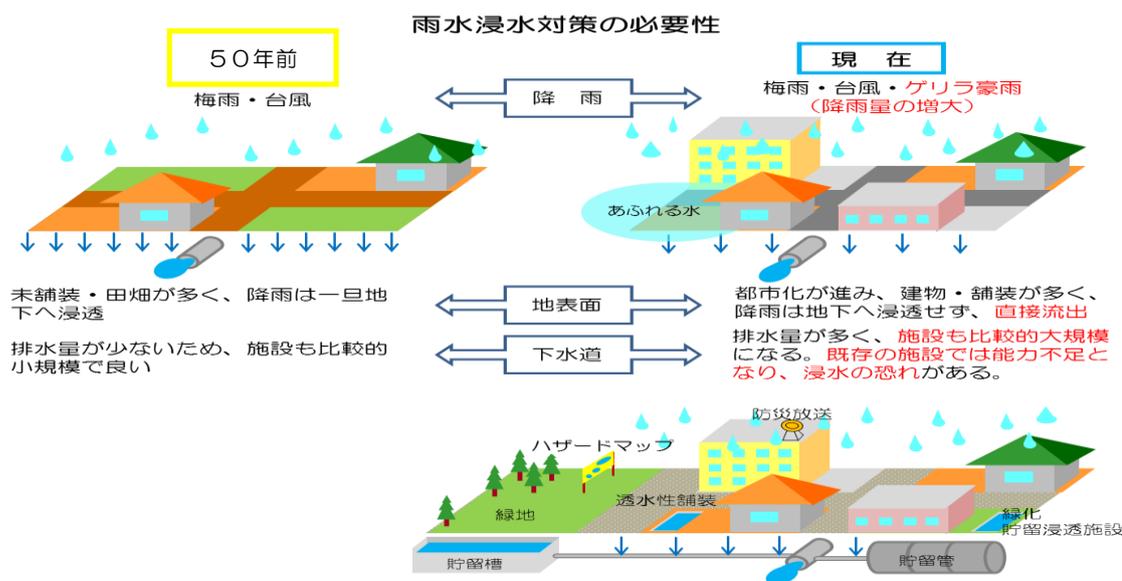
この計画では、排水分区ごとに浸水リスクを評価し、その結果から優先度の高い順に取り組むものとしており、時間軸を考慮した段階的（当面・中期・長期・超長期）な整備計画を策定しています。優先度は、浸水実績などを踏まえた対策実施に対する市民ニーズと、市内の各地区における地域特性（人口集中・交通・防災拠点などの都市機能の集積状況や浸水しやすさなど）を配慮して設定しています。

浸水対策（ハード対策）は、既存ストック（既にある雨水排水施設）を最大限活用しながら、段階ごとの整備目標に向けて事業を推進します。

「浸水被害から人命の安全を図る」ことを最優先に考え、平成 23 年台風 12 号による降雨、及び平成 30 年 7 月豪雨による浸水実績箇所の床上浸水を解消することを目標とする当面（第 1 期）の対策について、令和 3 年度から事業を進めていきます。

下水道整備（段階的整備）は時間を要するため、下水道整備（公助）だけではなく、市民による浸水対策の取組み（自助・共助）と併せ、行政と市民が協働し、様々なハード・ソフト対策により、「雨に強いまちづくり」の実現を目指します。

ソフト対策としては、内水はらんに関する情報を市民に分かりやすく提供することにより、市民の自助・共助を促し、浸水被害の最小化を図ることを主たる目的とした内水ハザードマップを令和 2 年 6 月に公表しました。また、従来から実施している雨水流出抑制施設設置へ助成していますが、新たに止水板設置の助成についても、令和 3 年度 6 月から行っています。



4-3 健全な経営で事業を継続する

(1) 組織及び人材育成に関する事項

① 組織改革及び定員管理

将来の社会経済状況の変化にも適応できるように職員自ら変革していく必要があります。

また、職員の意識改革を個人レベルの問題として捉えるだけでなく、職員の意識改革を支え、推進するための市役所の組織の改革が必須です。

地方行政をとりまく環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの供給ができるよう定員適正化に取り組んでいきます。



② 人材育成への取組み

団塊の世代の大量退職、それに続く多くのベテラン技術者の退職により技術の伝承が課題となっています。今ある技術水準を維持することが急務であるとともに、技術水準を向上させ、組織力を高めるため、人材育成を重要課題と位置づけ、平成 26 年 3 月に「倉敷市下水道部人材育成方針」を策定しました。

人材育成の方針と具体的な取組み内容を示すことで、安定的・継続的な市民サービスの提供が可能となり、さらに質・量の向上に努めます。

(2) 使用料、その他の収入に関する事項

① 下水道使用料の在り方

公共下水道事業は、公営企業として独立採算性の原則のもと、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることとされています。

運営に伴う経費については、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は、利用者からの私費（使用料）で負担することとされています。（「雨水公費・汚水私費の原則」）

また、本市の下水道使用料は、上水道利用分においては、平成 18 年度以降、使用料改定を行わず、据え置いている状況ですが、地下水等利用分においては、平成 27 年度に負担の公平性の確保のため、上水道利用分との整合性を図り、改定を行いました。

事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる下水道使用料の適正化に努めます。

② 水洗化率の向上

下水道供用開始区域の未水洗化家屋に対しPRの徹底，資金的援助制度の説明及び普及指導員による水洗化普及啓発活動を行い水洗化の向上を図ります。

また，未水洗化事業所等の下水道への接続率は，供用開始以降，定期的に下水道への接続案内をしていますが，一般家庭と比べると低い状況となっています。

良好な水環境の改善や施設の有効利用，収入増加を目的として，戸別訪問などを積極的に行い接続率の向上を図ります。

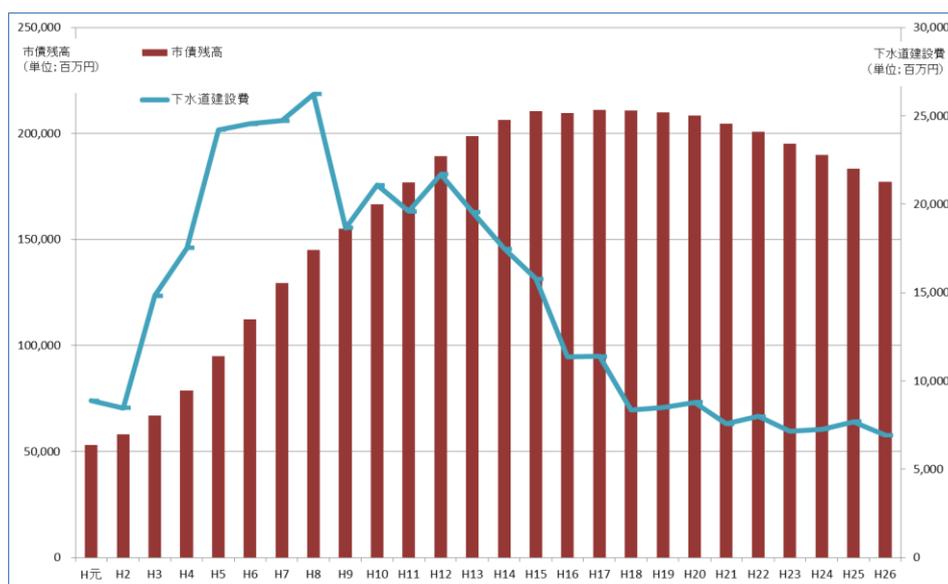
③ 不明水対策

不明水とは，下水道管路内への侵入水のことを指します。この不明水は，雨天時侵入水と地下水侵入水に分けられ，これら不明水を放置しておくと，下水処理場の処理費増大や道路陥没など様々な影響を及ぼします。

平成29年度から，10自治体で共同研究に取組み，不明水の多い排水区域について調査を開始しています。令和2年度からは，これまでの調査結果に基づき，侵入水箇所を特定するための取付管カメラによる詳細調査を実施しています。

④ 市債の発行抑制

事業の実施に当たっては，毎年度の元金償還金を超えない範囲内で，市債発行を抑制することにより，市債残高の低減を目指します。



⑤ 下水道使用料の収納率の向上

下水道使用料の収納率は，水道料金徴収の外部委託に伴い，大幅に向上していますが，引き続き，下水道部をあげて，臨戸訪問等の特別徴収を実施し，収納率のさらなる向上を目指します。

(3) 公営企業の経営に関する事項

① 地方公営企業法適用

平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップでは、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組期間とし、人口 3 万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。平成 27 年 1 月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請がありました。

本市下水道事業としても、事業の経営状況の把握及び市民への説明責任が明確に行えることから、令和元年 4 月に地方公営企業法の適用を行いました。

地方公営企業法の適用にあたっては、その対象事業を公共下水道事業及び農業集落排水事業とし、適用範囲においては、地方公営企業法の財務規程のみ（いわゆる一部適用）としています。

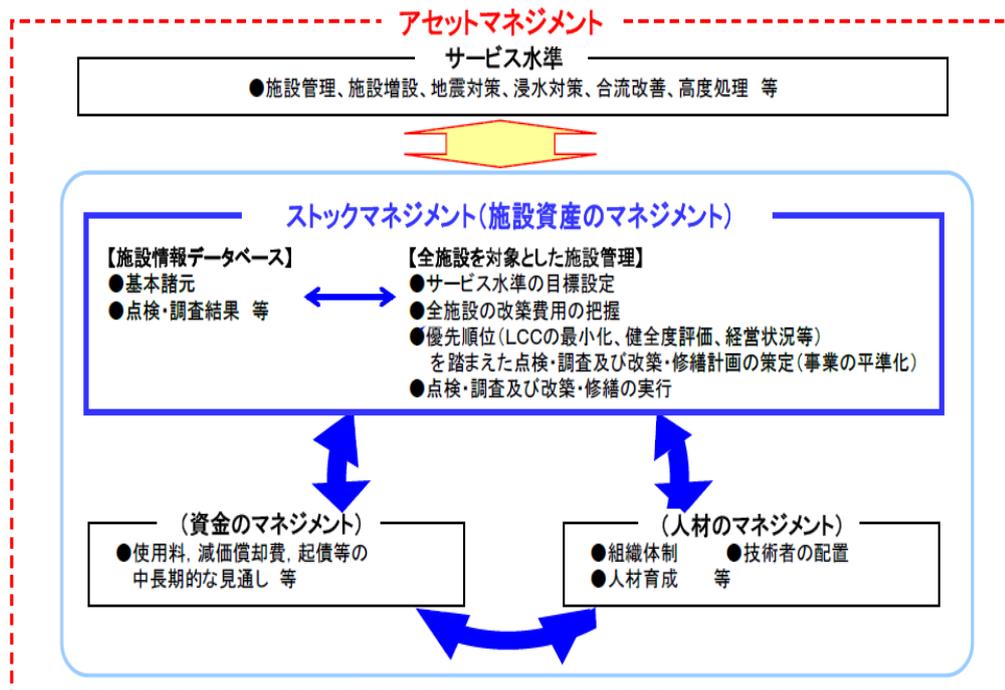
② アセットマネジメント導入に向けた取組み

施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、下水道を取り巻く環境は厳しくなっており、将来は更に厳しさが増していくことになります。

その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「ヒト」・「モノ」・「カネ」を総合的に管理・運営することのできる「アセットマネジメント」の導入に向けて取組んでいきます。

アセットマネジメントは、組織が一体となった（＝トップが現場を把握し、現場がトップの方針を理解する「トップマネジメント」が機能した）事業管理を効率的に進めていくためのツールであります。

今後、アセットマネジメントを導入することにより、組織的な事業運営をより効率的に進めていきます。



(出典 国土交通省 HP より)

(4) 経費削減に向けた事項

① 下水道事業の計画の見直し

少子高齢化の進展，人口減少は，下水道事業の経営においても重要な課題となっています。人口減少社会の到来は，下水道使用料収入を減少させ，施設の老朽化とも重なり，経営を圧迫させます。

また，過度な計画や施設の設置は，次世代への過剰な負担増となります。そのため，下水道事業の計画の見直しや農業集落排水施設の公共下水道事業への接続など将来を見据えた目標設定人口による計画策定を行います。

② 適切な下水道施設管理手法の検討

下水道施設は，いったん処理を開始すると，一時の運転停止も許されず24時間稼働となります。しかし，地方公共団体での人員の確保は困難であり，下水処理場の運転管理業務については，外部事業者への業務委託を実施しています。

現在は，業務委託を現在の仕様発注から性能発注へと発注スタイルの変更し，包括的民間委託（レベル1）としています。今後は，運転管理のみである（レベル1）から，ユーティリティ管理も加える（レベル2）への移行についても，可能な限り検討します。

(5) 下水道事業の「見える化」に関する事項

① 情報公開及びお客さま意見の利活用

下水道をご利用いただいている市民の皆様は，大切なお客さまであります。

普段目にすることのない下水道施設は，あって当たり前なものとなり，意識されず「他人ゴト」になりつつあります。

下水道を「見える化」し，お客さまにも下水道の役割等に気づいてもらい，共感，行動していただくことで，下水道を「自分ゴト化」にしていく必要があります。

お客さまに対し，継続的で安定したサービスを提供していくためには，お客さまのニーズを的確に把握していくことが重要です。ホームページの掲載内容を最新版とすることはもとより，イベント時にアンケート調査を実施するなど，ニーズを把握し，お客さまのご意見が反映できるよう計画の策定，見直しを実施します。

② その他

お客さまが安心して下水道を利用できるため、積極的な広報活動を実施します。下水道部ホームページを迅速に更新し、的確な情報提供を行うとともに小学生を対象に行っている出前授業に加え、一般向けの出前講座の拡充を図ります。



小学校 出前授業



夏休み水リサイクル親子探検隊

5 経営戦略ビジョンの進ちょく管理

今後は、人口減少や建設から維持管理への移行、さまざまな事業の展開などの下水道をとりまく環境の大きな変化が考えられ、大きな方向転換を迎える時期となっています。

また、財政事情も厳しく、限られた予算を効率的に配分し、執行していくための計画や組織などを綿密に整備・実施していく必要があると考えます。

そのためにも、行ったことは分析・反省・次への反映を確実に行うことが求められており、PDCAサイクルをまわしながら、事業を推進することとします。

① 経営指標について

経営戦略ビジョン基本方針に基づく重点施策の進ちょく状況を、よりわかりやすくお示しする必要があります。そのため、各重点施策の具体的な数値目標を経営指標として設定します。

② 公表時期

計画達成状況は当該年度の決算額確定（9月）以降に公表します。

③ 公表方法

下水道部ホームページ等により行います。

④ 計画達成状況の評価方法

各項目において目標設定した数値（金額，％等）と、実績を比較し達成度を検証します。

その結果に基づき計画，目標を見直し，新たな目標を設定し実施します。

PDCAの徹底

6 経営戦略ビジョンの経営指標

経営指標については、以下の項目について見直しを行った。

●NO.3 管路の耐震化率

従前の指標は、市全域の新規・既存を含めた総管路延長を対象として設定していたが、耐震化済み延長が総延長に比べ、非常に小さな割合であったため、進捗率の伸びが極小となり、わかりにくいものとなっていた。

この改善として、この度の見直しにおいて、指標の対象を「総延長」から「アクションプログラムの後期対象期間（令和3年～7年）に行うべき耐震化必要路線長」とし、期間終了後の目標値が100%となるように再設定した指標を追加。

●NO.6 管路の改築更新率⇒管路の調査率

本ビジョン策定時点の長寿命化対策は、選定した個別区域ごとに調査・設計・改築更新を行う「倉敷市下水道長寿命化計画」に基づき、進めていくものであったが、平成30年に倉敷全域を対象とした「倉敷市下水道ストックマネジメント計画（以下、ストマネ計画）」に移行した。

ストマネ計画では、調査後診断により必要とされた改築更新は実施することが基本であり、今後行う調査結果次第となる不確定な改築更新（長寿命化）必要延長が指標でなくても、調査延長で長寿命化対策の進捗は把握することができる。

これを受け、この度の見直しにおいて、指標を「長寿命化必要延長」から「アクションプログラムの後期対象期間（令和3年～7年）に行うべき調査延長」とし、期間終了後の目標値が100%となるように再設定した指標を追加。

表 経営戦略ビジョンの経営指標

重点施策	No.	経営指標	説明	算出方法	平成26年度末 数値	令和2年度末 実績値/目標値	平成37年度末 目標数値
きれいな 高梁川や 瀬戸内海 を守る	1	下水道 人口普及率	行政人口に対する公共下水道処理区域内人口の割合を示すもの。	$\text{処理区域内人口} \div \text{行政区内人口} \times 100$	76.2%	81.1/79.7%	82.4%
	2	汚水処理 人口普及率	行政人口に対する公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の処理区域内人口の割合を示すもの。	$\text{公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の処理区域内人口} \div \text{行政区内人口} \times 100$	90.3%	93.1/93.6%	96.3%
安全、安心 な生活を 支える	3	管路の耐震化率	管路の耐震化の進捗状況を表す。地震災害に対する下水道管路の安全性、危機管理の対応性を示すもの。	$\text{耐震化済み管路延長} \div \text{耐震化が必要な管路総延長} \times 100$	90.3%	91.4/92.0%	94.2%
	3-2	管路の耐震化率	地震災害に対する下水道管路の安全性、危機管理の対応性である耐震化進捗状況を表すもの。	$\text{耐震化済み管路延長} \div \text{期間内耐震化予定延長} \times 100$	—	0%	100%
	4	処理場の 耐震化率	処理場の耐震化の進捗状況を表す。最低限の処理場の機能である揚水、放流、消毒施設の耐震化の対応性を示すもの。	$\text{耐震化済み施設数} \div \text{耐震化が必要な施設数} \times 100$	5箇所 19.2%	18/17箇所 69.2/65.4%	26箇所 100.0%
	5	ポンプ場の 耐震化率	ポンプ場の耐震化の進捗状況を表す。最低限のポンプ場の機能である揚水、放流の耐震化の対応性を示すもの。	$\text{耐震化済み施設数} \div \text{耐震化が必要な施設数} \times 100$	1箇所 5.3%	3/13箇所 15.8/68.4%	19箇所 100.0%
	6	管路の 改築更新率	老朽化した管路の長寿命化及び機能の効率化を図るため、改築・更新の対応性を示すもの。	$\text{長寿命化済み管路延長} \div \text{長寿命化が必要な管路総延長} \times 100$	2.6%	15.0/29.2%	61.8%
	6-2	管路の調査率	老朽化した下水道管路の改築更新等が必要かどうかを判断する管路調査の進捗状況を表すもの。	$\text{調査済み管路延長} \div \text{期間内調査予定管路延長} \times 100$	—	0%	100%
	7	水洗化率の向上	公共下水道処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合を示すもの。	$\text{水洗化人口} \div \text{処理区域内人口} \times 100$	90.6%	93.0/92.5%	94.0%
健全な 経営で事 業を継続 する	8	市債の発行残高	公共下水道の市債発行残高	年度末の市債発行残高	1,772 億円	1,295/1,352 億円	942 億円
				年度末の市債発行残高（利用者一人あたり）	531 千円	357/375 千円	251 千円
	9	下水道使用料 収納率	決算時における下水道使用料調定額に対する収入累計額の割合を示すもの。	$\text{年度末収入累計額} \div \text{調定累計額} \times 100$	96.6%	98.3/97.0%	97.5%
	10	有収率の向上	下水処理場で処理した全汚水量に対する有収水量の割合を示すもの。（倉敷処理分区を除く）	$\text{有収水量} \div \text{年総汚水処理水量} \times 100$ （倉敷処理分区を除く）	87.7%	90.6/88.5%	90.0%
	11	汚水処理原価	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけ費用がかかるかを表すもの。	$\text{汚水処理費（汚水維持管理費+汚水資本費）} \div \text{年間有収水量}$	336.7 円	181.0/320.0 円	295 円
				$\text{汚水処理費（汚水維持管理費+汚水資本費）} \div \text{年間有収水量} \times \text{汚水原単位}（*4） \times 365 \text{日}$ （利用者一人あたり/年）	35,885 円	18,786/33,323 円	28,878 円
12	経費回収率	汚水処理に要した費用（維持管理費+資本費）に対する下水道使用料による回収率	$\text{下水道使用料回収総額} \div \text{汚水処理費（汚水維持管理費+汚水資本費）} \times 100$	58.3%	100.0/60.0%	64.4%	

*4 汚水原単位・・・一人あたりに換算した使う水の量

7 投資・財政計画

7-1 経営戦略ビジョンにおける事業費

ビジョンの基本方針に基づく、重点施策による建設事業費を計画期間の10年を前期五年（平成28年度～令和2年度）及び後期五年（令和3年度～令和7年度）のアクションプログラムとして策定し、以下に示します。

ビジョン施策別事業費(H28～R02)

(百万円)

区分	施策	H28	H29	H30	R01	R02	
管きよ	未普及解消	3,032	1,850	1,912	1,900	1,806	
	長寿命化対策	629	570	580	540	519	
	地震対策	494	475	530	610	500	
計		4,155	2,895	3,022	3,050	2,825	
ポンプ場 処理場	増設	290	5	250	160	50	
	長寿命化対策	1,221	910	840	1,140	755	
	地震対策(土木・機械)	302	760	458	220	440	
計		1,813	1,675	1,548	1,520	1,245	
共通	浸水対策及び資源利用等	123	80	80	80	80	
	事務費	409	350	350	350	350	
合計		6,500	5,000	5,000	5,000	4,500	
						前期	26,000

ビジョン施策別事業費(R03～R07)

(百万円)

区分	施策	R03	R04	R05	R06	R07	
管きよ	未普及解消	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940	
	長寿命化対策	800	800	800	800	800	
	地震対策	464	412	324	500	500	
計		3,204	3,152	3,064	3,240	3,240	
ポンプ場 処理場	増設	220	0	0	660	220	
	長寿命化対策	489	662	837	272	940	
	地震対策(土木・機械)	537	636	549	278	50	
計		1,246	1,298	1,386	1,210	1,210	
共通	浸水対策及び資源利用等	200	200	200	200	200	
	事務費	350	350	350	350	350	
合計		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
						後期	25,000

注：浸水対策費については、令和2年6月に策定した「倉敷市雨水管理総合計画」に基づき、事業費を精査し修正していく予定。

○前期アクションプログラム（平成28年度～令和2年度）

管きよの施策

未普及解消	市街化区域	上東, 西阿知町, 西阿知町西原, 片島町, 広江, 玉島柏島, 玉島阿賀崎, 児島通生の一部および区域内の開発地, 私道, 低宅地など
	市街化調整区域	大型団地など, 市街化区域と同等以上に整備効率が良く, かつ原則全戸接続同意を得られた地域
長寿命化対策	倉敷処理分区, 児島処理区の合流管の改築及びマンホール蓋替	L=20km, N=650枚
地震対策	緊急輸送路下の管路の耐震化及びマンホール浮上防止	L=4km, N=200基
	避難所(小・中学校等)へのマンホールトイレの設置	N=32箇所

ポンプ場・処理場の施策

増設	水島下水処理場	初沈極細目スクリーン
	水島東ポンプ場	主ポンプ
	児島下水処理場	沈砂池し渣脱水機
	船穂中新田ポンプ場	主ポンプ
長寿命化対策	倉敷雨水貯留センター	電気室受変電設備
	水島下水処理場	雨水ポンプ駆動機関, 返送ポンプ, 余剰汚泥ポンプ 汚泥濃縮タンク掻き機, 反応タンク散気装置
	児島下水処理場	汚泥濃縮分離液返送ポンプ, 返送・余剰汚泥ポンプ, 計装機器設備
	阿津ポンプ場	雨水ポンプ駆動機関・減速機
	下の町ポンプ場	雨水ポンプ駆動機関・減速機
	玉島下水処理場	電気室受変電設備, 中央監視装置, 計装機器設備
	真備浄化センター	中央監視装置, 計装機器設備
地震対策	吉岡第2ポンプ場	ポンプ棟耐震補強, 主ポンプ無水化
	倉敷中第1ポンプ場	主ポンプ無水化
	水島下水処理場	ポンプ棟耐震補強
	児島下水処理場	機械棟耐震補強, ガスタンク耐震補強, 地下管廊耐震補強
	阿津ポンプ場	雨水ポンプ無水化
	下の町ポンプ場	ポンプ棟耐震補強, 沈砂池等耐震補強, 耐津波工事
	玉島下水処理場	減災対策(ポンピット・BP管)
	船穂雨水ポンプ場	雨水放流渠等耐震補強
	各処理場	下水道総合地震対策計画に係る資機材等整備(可搬式ポンプ)

○後期アクションプログラム（令和3年度～令和7年度）

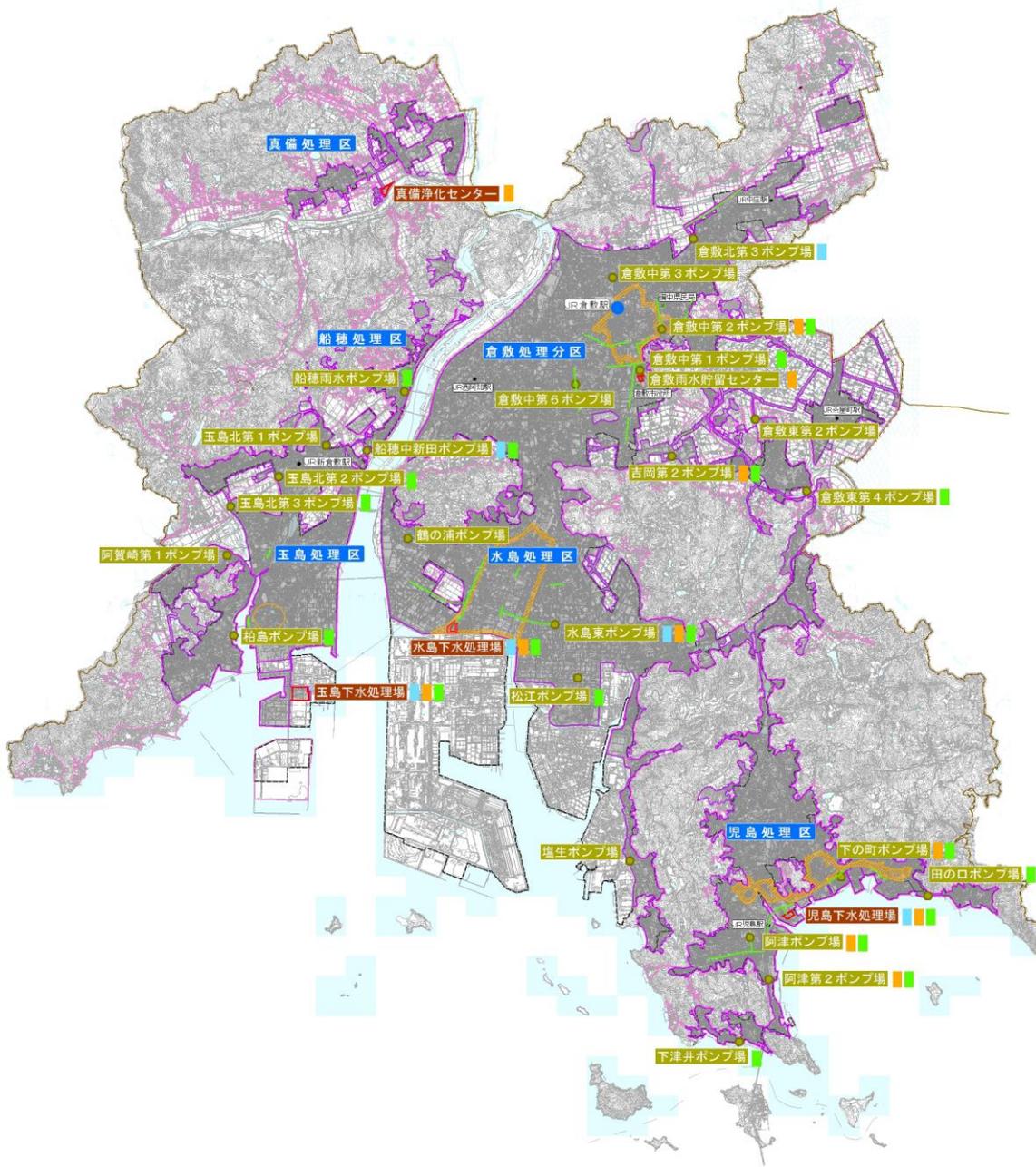
管きよの施策

未普及解消	市街化区域	開発地，私道，低宅地など
	市街化調整区域	大型団地など，市街化区域と同等以上に整備効率が良く，かつ原則全戸接続同意を得られた地域
長寿命化対策	「倉敷市下水道ストックマネジメント計画」にて計画している管路調査	
地震対策	「倉敷市下水道総合地震対策計画」にて計画している管路耐震化，及びマンホール浮上防止	
	避難所（小・中学校等）へのマンホールトイレの設置	
		L=105km
		L=7km N=268 基
		N=33箇所

ポンプ場・処理場の施策

増設	玉島下水処理場	主ポンプ，機械濃縮設備
長寿命化対策	倉敷雨水貯留センター	場内ポンプ場・沈砂池防食
	吉岡第2ポンプ場	沈砂池設備
	水島下水処理場	送風機，最終沈殿池汚泥掻寄機，計装機器設備 計装機器設備，返送ポンプ，脱水機
	水島東ポンプ場	沈砂池設備
	児島下水処理場	受変電設備，計装機器設備，計装機器設備 脱水機，ゲート
	阿津ポンプ場	沈砂池自動除塵機，流入流出ゲート
	下の町ポンプ場	沈砂池集砂場設備
	玉島下水処理場	消化タンク，計装機器設備
地震対策	倉敷中第2ポンプ場	ポンプ棟耐震補強
	倉敷東第4ポンプ場	ポンプ棟耐震補強
	水島下水処理場	雨水放流渠耐震補強，汚水ポンプ無水化
	松江ポンプ場	耐津波工事
	児島下水処理場	最終沈殿池（標準）・滅菌室耐震補強，雨水放流渠耐震補強，側方流動対策
	田の口ポンプ場	耐津波工事，耐震補強，側方流動対策
	阿津第2ポンプ場	耐震補強
	下津井ポンプ場	耐津波工事，耐震補強，側方流動対策，主ポンプ無水化
	玉島北第2ポンプ場	耐津波工事，耐震補強
	玉島北第3ポンプ場	耐津波工事
	柏島ポンプ場	ポンプ棟耐震補強
	船穂中新田ポンプ場	ポンプ棟耐震補強

倉敷市公共下水道事業経営戦略ビジョン 施策別 箇所図



- 凡 例
- 全体計画
 - 事業計画区域
 - 合流区域(長寿命化対策)
(倉敷・児島・水島地区)
 - H27年度末整備概成(計画)
 - 施設
 - 長寿命化対策
 - 地震対策

7-2 投資・財政計画

「(3) 公営企業の経営に関する事項」に記載しているとおり、本市下水道事業は、事業の経営状況の把握及び市民への説明責任が明確に行えることから、令和元年4月に地方公営企業法の適用を行いました。

これに伴い、公共下水道事業、農業集落排水事業のそれぞれの特別会計を廃止し、公営企業会計に移行しています。

本ビジョンを策定した平成28年3月においては、特別会計による投資・財政計画を作成していましたが、令和元年4月からは公営企業会計となっているため、当時の投資・財政計画は、再作成する必要があります。

しかしながら、令和2年度末時点では、令和元年度の決算書があるのみであり、今後のトレンド（社会や時代の情勢など）を予測することは困難な状況です。

また、令和2年7月22日の国土交通省からの事務連絡において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成すること等を交付要件とされたことにより、令和7年度までに、公営企業会計における経営戦略による投資及び財源における業績目標と設定する必要があります。

これらの対応として、令和3年度までの決算状況を踏まえた“新たな経営戦略”を策定する予定です。

このような状況により、本章においては、参考として特別会計による投資・財政計画について記載しています。

参考：特別会計による

(1) これまでの実績

○公共下水道事業

投資・財政 決算および決算見込

1. 収益的収支

(単位：千円、%)

区 分		年 度					
		H22 〔決算〕	H23 〔決算〕	H24 〔決算〕	H25 〔決算〕	H26 〔決算〕	H27 〔決算見込〕
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	12,692,140	13,161,161	13,078,780	12,793,581	12,779,406	12,904,272
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,506,598	8,558,073	8,569,220	8,547,213	8,703,034	8,668,371
	ア 料 金 収 入	6,660,198	6,769,529	6,872,174	6,878,204	6,987,093	7,001,362
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	1,846,400 (1,845,998)	1,788,544 (1,788,179)	1,697,046 (1,696,742)	1,669,009 (1,668,715)	1,715,941 (1,715,767)	1,667,009 (1,650,339)
	(2) 営 業 外 収 益	4,185,542	4,603,088	4,509,560	4,246,368	4,076,372	4,235,901
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,172,072	4,589,019	4,490,883	4,235,625	4,070,410	4,227,158
	イ そ の 他	13,470	14,069	18,677	10,743	5,962	8,743
	2 総 費 用 (D)	8,387,339	8,291,912	8,150,579	7,664,634	7,624,386	7,759,864
	(1) 営 業 費 用	3,512,129	3,557,436	3,608,455	3,325,848	3,504,233	3,808,260
ア 職 員 給 与 費	480,517	435,916	414,111	393,743	403,328	390,619	
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	3,031,612	3,121,520	3,194,344	2,932,105	3,100,905	3,417,641	
(2) 営 業 外 費 用	4,875,210	4,734,476	4,542,124	4,338,786	4,120,153	3,951,604	
ア 支 払 利 息	455,064	439,650	401,049	384,908	372,083	350,560	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	4,420,146	4,294,826	4,141,075	3,953,878	3,748,070	3,601,044	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,304,801	4,869,249	4,928,201	5,128,947	5,155,020	5,144,408	

2. 資本的収支

(単位：千円、%)

区 分		年 度					
		H22 〔決算〕	H23 〔決算〕	H24 〔決算〕	H25 〔決算〕	H26 〔決算〕	H27 〔決算見込〕
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	15,384,524	14,006,933	13,402,696	13,459,099	12,994,572	12,930,999
	(1) 地 方 債 償 還 金	7,882,900	5,716,000	5,924,500	4,383,900	4,897,000	5,583,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	3,368,000	1,897,000	2,059,900	0	500,000	1,566,000
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,852,187	5,962,655	4,971,877	6,600,759	6,148,784	5,343,313
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	2,548,480	2,192,830	2,393,131	2,289,098	1,838,562	1,945,000
	(6) 工 事 負 担 金	100,957	120,878	94,777	118,332	70,274	59,686
	(7) そ の 他	0	14,570	18,411	67,010	39,952	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	19,782,220	18,746,982	18,332,707	18,750,382	18,143,477	18,065,843
(1) 建 設 改 良 費	8,081,518	7,262,454	7,348,893	7,820,223	6,947,935	6,656,833	
ウ ち 職 員 給 与 費	474,578	444,648	414,773	376,166	394,032	401,220	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	11,700,702	11,484,528	10,983,814	10,930,159	11,195,542	11,409,010	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-4,397,696	-4,740,049	-4,930,011	-5,291,283	-5,148,905	-5,134,844	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-92,895	129,200	-1,810	-162,336	6,115	66,750	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	186,095	93,200	222,400	220,590	58,254	64,369	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	93,200	222,400	220,590	58,254	64,369	131,119	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	93,200	222,400	220,590	58,254	64,369	131,119	
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	63.2	66.5	68.4	68.8	67.9	67.3	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (R)	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,506,598	8,558,073	8,569,220	8,547,213	8,703,034	8,668,371	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (T)	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	8,506,598	8,558,073	8,569,220	8,547,213	8,703,034	8,668,371	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)	200,850,827	195,082,299	190,022,985	183,476,726	177,178,184	171,352,174	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		H22 〔決算〕	H23 〔決算〕	H24 〔決算〕	H25 〔決算〕	H26 〔決算〕	H27 〔決算見込〕
収益的 収支分	うち 基準内繰入金	6,018,070	6,377,198	6,187,625	5,904,340	5,786,177	5,877,497
	うち 基準外繰入金	5,697,994	6,064,555	5,968,138	5,709,896	5,533,787	5,682,858
	合計	320,076	312,643	219,487	194,444	252,390	194,638
資本的 収支分	うち 基準内繰入金	4,823,389	5,959,564	4,971,430	6,600,759	6,148,784	5,343,313
	うち 基準外繰入金	603,567	515,435	386,798	386,542	361,636	386,929
	合計	4,219,822	5,444,129	4,584,632	6,214,217	5,787,148	4,956,384
合 計	10,841,459	12,336,762	11,159,055	12,505,099	11,934,961	11,220,810	

参考：特別会計による

○農業集落排水事業

投資・財政 決算および決算見込

1. 収益的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)			68,419	57,736	60,456	57,160	56,802	56,310
	(1) 営 業 収 益 (B)			19,674	18,670	18,421	18,435	18,363	18,255
	ア 料 金 収 入			19,477	18,547	18,332	18,257	18,251	18,165
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)			0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他			197	123	89	178	112	90
	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(2) 営 業 外 収 益			48,745	39,066	42,035	38,725	38,439	38,055
	ア 他 会 計 繰 入 金			45,084	39,066	38,916	38,725	38,439	38,055
	イ そ の 他			3,661	0	3,119	0	0	0
	2 総 費 用 (D)			49,522	51,552	49,917	49,650	49,615	52,323
	(1) 営 業 費 用			31,274	34,256	33,581	34,295	35,266	39,004
	ア 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0
	ウ ち 退 職 手 当			0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他			31,274	34,256	33,581	34,295	35,266	39,004
(2) 営 業 外 費 用			18,248	17,296	16,336	15,355	14,349	13,319	
ア 支 払 利 息			18,248	17,296	16,336	15,355	14,349	13,319	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他			0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			18,897	6,184	10,539	7,510	7,187	3,987	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			26,430	38,932	35,066	52,505	43,265	69,485
	(1) 地 方 債 借 入 金			0	0	0	0	0	12,500
	(2) 他 会 計 補 助 金			26,230	38,491	31,684	42,924	43,255	44,480
	(3) 他 会 計 借 入 金			0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			0	0	3,119	9,340	0	12,500
	(6) 工 事 負 担 金			200	441	263	241	10	5
	(7) そ の 他			0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)			45,327	45,116	45,605	55,932	54,535	73,472
	(1) 建 設 改 良 費			0	0	0	9,346	6,943	25,000
	ウ ち 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			45,327	45,116	45,605	46,586	47,592	48,472
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金			0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他			0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			-18,897	-6,184	-10,539	-3,427	-11,270	-3,987	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			0	0	0	4,083	-4,083	0	
積 立 金 (K)			0	0	0	0	0	0	
前年度からの繰越金 (L)			0	0	0	0	4,083	0	
前年度繰上充用金 (M)			0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			0	0	0	4,083	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			0	0	0	4,083	0	0	
実 質 収 支 黒 字 (P)			0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)			0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			72.1	59.7	63.3	59.4	58.4	55.9	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)			0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)			19,674	18,670	18,421	18,435	18,363	18,255	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)			0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)			0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)			19,674	18,670	18,421	18,435	18,363	18,255	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)			-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)			0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)			885,325	840,209	794,604	748,018	700,426	664,454	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度	前々年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)
収益的 収 支 分				45,084	39,066	38,916	38,725	38,439	38,055
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金			45,084	39,066	38,916	38,725	38,439	38,055
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金			0	0	0	0	0	0
資本的 収 支 分				26,230	38,491	34,803	42,924	43,255	44,480
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金			8,854	14,174	13,975	14,248	14,527	15,457
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金			17,376	24,317	20,828	28,676	28,728	29,024
合 計			71,314	77,557	73,719	81,649	81,694	82,535	

参考：特別会計による

(2) これからの見込み

○公共下水道事業

投資・財政計画

1. 収益的収支

(単位：千円、%)

年 度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分	1 総 収 益 (A)	12,810,356	13,014,775	13,031,681	13,043,558	13,055,877	13,051,631	13,045,392	13,037,495	13,028,069	13,004,981
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,579,682	8,789,324	8,811,449	8,828,541	8,846,069	8,847,029	8,844,993	8,841,293	8,836,061	8,817,162
	ア 料 金 収 入	6,913,673	7,124,315	7,147,440	7,165,532	7,184,060	7,186,020	7,184,984	7,182,284	7,178,052	7,160,153
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	1,666,009	1,665,009	1,664,009	1,663,009	1,662,009	1,661,009	1,660,009	1,659,009	1,658,009	1,657,009
	(1,649,349)	(1,648,359)	(1,647,369)	(1,646,379)	(1,645,389)	(1,644,399)	(1,643,409)	(1,642,419)	(1,641,429)	(1,640,439)	
	(2) 営 業 外 収 益	4,230,674	4,225,451	4,220,232	4,215,018	4,209,807	4,204,601	4,200,400	4,196,202	4,192,008	4,187,819
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,222,931	4,218,708	4,214,489	4,210,275	4,206,064	4,201,858	4,197,657	4,193,459	4,189,265	4,185,076
	イ そ の 他	7,743	6,743	5,743	4,743	3,743	2,743	2,743	2,743	2,743	2,743
	2 総 費 用 (D)	7,672,397	7,474,651	7,217,097	6,970,076	6,720,581	6,453,090	6,195,940	5,950,185	5,727,855	5,531,852
	(1) 営 業 費 用	3,967,011	4,082,336	4,065,511	4,062,990	4,064,440	4,055,022	4,048,952	4,042,813	4,038,702	4,031,615
	ア 職 員 給 与 費	390,580	390,541	390,502	390,463	390,424	390,385	390,346	390,307	390,268	390,229
	イ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	3,576,431	3,691,795	3,675,009	3,672,527	3,674,016	3,664,637	3,658,606	3,652,506	3,648,435	3,641,386
	(2) 営 業 外 費 用	3,705,386	3,392,315	3,151,585	2,907,086	2,656,141	2,398,068	2,146,988	1,907,372	1,689,152	1,500,237
ア 支 払 利 息	328,717	300,943	279,588	257,897	235,635	212,741	190,466	169,209	149,850	133,091	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	3,376,669	3,091,371	2,871,998	2,649,189	2,420,506	2,185,328	1,956,522	1,738,163	1,539,302	1,367,146	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,137,959	5,540,124	5,814,585	6,073,483	6,335,295	6,598,540	6,849,452	7,087,310	7,300,214	7,473,129	

2. 資本的収支

(単位：千円、%)

年 度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分	1 資 本 的 収 入 (F)	12,970,234	10,927,270	10,533,051	10,708,578	10,075,614	10,368,043	9,971,953	9,344,941	8,473,240	7,617,575
	(1) 地 方 債	6,041,000	4,198,900	3,790,100	3,995,100	3,482,100	3,645,100	3,243,100	2,662,100	2,573,000	2,573,000
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	1,861,000	1,533,000	1,113,000	1,333,000	1,195,000	983,000	581,000	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,945,400	4,932,094	4,937,676	4,943,341	4,948,376	4,952,806	4,958,715	4,912,703	4,130,103	3,274,438
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,915,000	1,750,000	1,759,000	1,747,000	1,622,000	1,747,000	1,747,000	1,747,000	1,747,000	1,747,000
	(6) 工 事 負 担 金	68,834	46,275	46,275	23,138	23,138	23,138	23,138	23,138	23,138	23,138
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	18,099,239	16,454,026	16,334,317	16,768,983	16,398,226	16,954,419	16,808,856	16,419,396	15,760,359	15,077,416
	(1) 建 設 改 良 費	6,624,547	5,079,547	5,079,547	5,079,547	4,579,547	5,079,547	5,079,547	5,079,547	5,039,774	5,039,774
	イ ち 職 員 給 与 費	400,819	400,418	400,018	399,618	399,218	398,819	398,420	398,022	397,624	397,226
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	11,474,692	11,374,479	11,254,770	11,689,436	11,818,679	11,874,872	11,729,309	11,339,849	10,720,585	10,037,642
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-5,129,005	-5,526,757	-5,801,266	-6,060,405	-6,322,612	-6,586,375	-6,836,903	-7,074,456	-7,287,118	-7,459,841	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-23,330	-43,720	14,570	-4,860	-15,040	21,680	-7,230	2,410	-2,130	710	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	131,119	107,789	64,069	78,639	73,779	58,739	80,419	73,189	75,599	73,469	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	107,789	64,069	78,639	73,779	58,739	80,419	73,189	75,599	73,469	74,179	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)	107,789	64,069	78,639	73,779	58,739	80,419	73,189	75,599	73,469	74,179	
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66.9	69.0	70.5	69.9	70.4	71.2	72.8	75.4	79.2	83.5	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,579,682	8,789,324	8,811,449	8,828,541	8,846,069	8,847,029	8,844,993	8,841,293	8,836,061	8,817,162	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	8,579,682	8,789,324	8,811,449	8,828,541	8,846,069	8,847,029	8,844,993	8,841,293	8,836,061	8,817,162	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)	165,918,482	158,742,903	151,278,232	143,583,896	135,247,318	127,017,546	118,531,337	109,853,588	101,706,003	94,241,360	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分	収 益 的 収 支 分	5,872,280	5,867,067	5,861,858	5,856,654	5,851,453	5,846,257	5,841,065	5,835,878	5,830,694	5,825,515
	イ ち 基 準 内 繰 入 金	5,677,544	5,672,234	5,666,928	5,661,626	5,656,328	5,651,034	5,645,745	5,640,459	5,635,178	5,629,901
	イ ち 基 準 外 繰 入 金	194,736	194,833	194,931	195,028	195,126	195,223	195,321	195,418	195,516	195,614
資 本 的 収 支 分		4,945,400	4,932,094	4,937,676	4,943,341	4,948,376	4,952,806	4,958,715	4,912,703	4,130,103	3,274,438
	イ ち 基 準 内 繰 入 金	387,122	387,316	387,509	387,703	387,897	388,091	388,285	388,479	388,673	388,868
	イ ち 基 準 外 繰 入 金	4,558,278	4,544,779	4,550,167	4,555,638	4,560,479	4,564,715	4,570,430	4,524,224	3,741,429	2,885,570
合 計	10,817,680	10,799,161	10,799,534	10,799,994	10,799,829	10,799,063	10,799,781	10,748,581	9,960,797	9,099,953	

※ 表示単位の端数処理の関係で合計などが一致しない場合があります。

参考：特別会計による

○農業集落排水事業

投資・財政計画

(単位：千円、%)

1. 収益の収支

区 分		年 度									
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	56,100	55,540	54,985	43,874	43,435	43,001	42,571	42,145	37,907	37,528
	(1) 営 業 収 益 (B)	18,426	18,243	18,061	14,089	13,948	13,809	13,671	13,534	9,582	9,486
	ア 料 金 収 入	18,336	18,153	17,971	14,089	13,948	13,809	13,671	13,534	9,582	9,486
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	90	90	90	0	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(2) 営 業 外 収 益	37,674	37,297	36,924	29,784	29,487	29,192	28,900	28,611	28,325	28,042
	ア 他 会 計 繰 入 金	37,674	37,297	36,924	29,784	29,487	29,192	28,900	28,611	28,325	28,042
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	50,673	49,382	48,360	39,134	38,175	37,203	36,212	35,202	25,456	24,471
	(1) 営 業 費 用	38,149	38,149	38,149	29,909	29,909	29,909	29,909	29,909	21,175	21,175
	ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	38,149	38,149	38,149	29,909	29,909	29,909	29,909	29,909	21,175	21,175
(2) 営 業 外 費 用	12,524	11,233	10,211	9,225	8,266	7,294	6,303	5,293	4,281	3,296	
ア 支 払 利 息	12,524	11,233	10,211	9,225	8,266	7,294	6,303	5,293	4,281	3,296	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,427	6,158	6,625	4,740	5,260	5,798	6,359	6,943	12,451	13,056	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	52,949	40,282	33,402	35,682	36,547	37,471	38,295	38,717	33,454	30,913
	(1) 地 方 債 借 入 金	5,800	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	42,444	33,077	33,397	35,677	36,542	37,466	38,290	38,717	33,454	30,913
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,700	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	58,376	56,376	49,002	48,717	49,487	50,457	51,448	52,139	52,132	49,994
	(1) 建 設 改 良 費	9,400	7,200	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	48,976	49,176	49,002	48,717	49,487	50,457	51,448	52,139	52,132	49,994
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-5,427	-16,094	-15,600	-13,035	-12,940	-12,986	-13,153	-13,422	-18,678	-19,081	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	56.3	56.4	56.5	49.9	49.5	49.1	48.6	48.3	48.9	50.4	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	18,426	18,243	18,061	14,089	13,948	13,809	13,671	13,534	9,582	9,486	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	18,426	18,243	18,061	14,089	13,948	13,809	13,671	13,534	9,582	9,486	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)	621,278	575,702	526,700	477,983	428,496	378,039	326,591	274,452	222,320	172,326	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度									
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的 収 支 分		37,674	37,297	36,924	29,784	29,487	29,192	28,900	28,611	28,325	28,042
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	37,674	37,297	36,924	29,784	29,487	29,192	28,900	28,611	28,325	28,042
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 収 支 分		42,444	33,077	33,397	35,677	36,542	37,466	38,290	38,717	33,454	30,913
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	14,270	8,330	8,668	6,291	6,901	7,543	8,128	8,493	5,721	4,448
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	28,174	24,747	24,729	29,386	29,641	29,923	30,162	30,224	27,733	26,465
合 計	80,118	70,374	70,321	65,461	66,028	66,658	67,190	67,328	61,779	58,954	

※ 表示単位の端数処理の関係で合計などが一致しない場合があります。

8 主な上位計画との整合性

① 倉敷市第七次総合計画（計画期間：令和3年度～12年度）

令和3年度から始まった倉敷市第七次総合計画において、「倉敷市は、多くの恵まれた資源があり、個性と魅力にあふれたまちであり、これらの強みを生かし、市民、団体、企業、行政など多様な主体がまちづくりの目標や目的を共有し、それぞれの連携の輪を広げて、みんなで取り組んでいくことが重要であるとして、将来像として、「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を次代へ繋ぎ人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」を掲げています。

下水道は、「安心と安らぎがあり、環境負荷の少ない美しく快適な生活環境の確保を図る」施策に位置付けられています。

② 倉敷市都市計画マスタープラン（計画期間：平成21年度～令和10年度）

都市計画マスタープランは、都市の将来像や土地利用を明らかにしてまちづくりの方針を定めることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。下水道は、「汚水処理施設の整備と適正な維持・管理」、「総合的な浸水対策の推進」、「下水道資源の有効利用」を基本方針としています。

③ 倉敷市第三次環境基本計画（計画期間：令和3年度～12年度）

環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標・施策の大綱を示すとともに、市民及び事業者との協働により、施策を計画的に推進するための方向性を定めたものです。下水道は、「水質汚濁の防止」、「市民生活・事業活動等への影響に対する適応策」、「頻発化・激甚化が懸念される災害への適応策」を主な施策としています。

④ 倉敷市地域防災計画

倉敷市域にかかる防災に関し、倉敷市及び防災関係機関、団体等が処理すべき事務又は業務の大綱、さらには市民の役割について総合的な運営計画を作成したものです。これを活用することにより、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。下水道は、ライフラインとして位置づけられ、「耐震化やマンホールトイレの整備の推進」、「応急復旧に努め、漏水等による二次災害を防止する」、「暫定供用の措置を講じる」こととしています。

⑤ 倉敷みらい創生戦略（計画期間：平成27年度～令和2年度）

我が国では、少子高齢化や人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。これを踏まえ、本市においても、基本的な方向等を定め、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる倉敷」「ひとを呼びこむ倉敷」「働く場を創る倉敷」「安心な暮らしを守り、地域をつなぐ倉敷」の4つを基本目標とした倉敷市の地方版総合戦略となる「倉敷みらい創生戦略」を策定し、高梁川流域連携圏域に波及する取組みを進めていきます。

下水道は、健全で恵み豊かな環境の維持において、「循環型社会を目指した生活環境の保全」を主な施策としています。

9 用語解説

【あ行】

アセットマネジメント

「下水道」を資産として捉え、下水道施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して下水道施設を計画的、かつ、効果的に管理する手法

温室効果ガス

石油や石炭などの化石燃料を燃やした時に発生するガス（CO₂ など）のこと

【か行】

改築更新

老朽化した施設を改造したり補強することを改築、新しく作り直すことを更新と呼び、併せて改築更新という

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある

経費回収率

汚水処理に要した費用（汚水維持管理費+汚水資本費）に対する下水道使用料による回収率

下水道人口普及率

住んでいる人口に対する下水道が利用できる人の割合

下水熱

下水の水温は外気温度に比べ夏は低く、冬は高い。このように下水が持つ熱を下水熱という

ゲリラ豪雨

突然、局所的に降る大雨のこと

公営企業

公共団体がみずから経営する公益的な事業。（上水道、下水道、鉄軌道 等）

高度処理

標準的な下水処理方式に比べ、より水をきれいにする処理方式のこと

【さ行】

市債

市が、資金を調達するために債券を発行すること（お金を借りること）起債ともいう

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

事後保全型

ものが壊れた後に直すこと

集落排水

農村・漁村・山村のし尿や生活排水を処理する施設、またはその整備事業のこと
本市では、農業集落排水事業を実施している

重要下水道幹線

下水処理場やポンプ場に接続される動脈や静脈のような重要な下水道幹線

仕様発注

施設の運転方法など、あらかじめ定められた仕様書に基づいた発注方式
下水道管理者の指導、監督の下、その判断、指示に従い、受託事業者が実施する発注方式

水洗化率	「下水道管が使用出来るよう整備された区域の人口」に対する「下水道管への接続、使用している人口」の割合
ストックマネジメント	資施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと
消化ガス	下水処理場には汚泥の量を少なくする汚泥消化槽という施設があり、汚泥の量を少なくする過程で発生するガスを消化ガスといい、都市ガスなどの代替となるメタンガスが含まれている
スケールメリット	規模の効果。同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう
性能発注	受託事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮できるのであれば、施設の運転方法の詳細等については、受託事業者の自由裁量に任せる発注方式

【た行】

第1次下水道整備五箇年計画	本市における平成 23～27 年度の五か年の下水道（下水道管や下水処理場）の整備（工事）の計画
高梁川流域連携	高梁川流域に位置する7市3町（新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）は、高梁川流域連携中枢都市圏を形成し、連携を行っている （平成 27 年 3 月 27 日連携協約締結）
段階的高度処理	水域の水質改善に向けて、既存施設の一部改造や運転管理の工夫により段階的に高度処理化を図る手法
地球温暖化	石油や石炭などの化石燃料を燃やした時に発生する温室効果ガス（CO ₂ など）により、地球全体が温室のように暖かくなること
地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律

【な行】

南海トラフ巨大地震 （東南海・南海地震）	東南海地震は、紀伊半島沖から遠州灘にかけて周期的に発生する大地震。規模は毎回 M8.0 前後に達する。南海地震は、紀伊半島沖から四国沖にかけての地域を震源に発生する大地震
内水	河川等の水を外水（がすい）と呼ぶことに対し、堤防等で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を内水（ないすい）と呼ぶ

【は行】

不明水

流入の原因が不明な水（地下水や雨水などの流入水）

BCP

（びー・しー・ぴー）

事業継続計画の事で、予期せぬ出来事の発生により最低限の事業活動の継続や目標復旧時間以内に再開ができるよう策定される事前行動計画

ポンプ場

汚水を深い下水道管からくみ上げ、高いところから流し込む中継ポンプ場と、雨水を川や海に放流する雨水ポンプ場がある

【ま行】

マンホールトイレ

災害時、公園などに設置するトイレ。公園内に下水道につながったマンホールを設置しておき、災害時にはその上にテントなどを設置してトイレとするもの

【や行】

有収水量

使用料として徴収の対象となる水量

有収率

有収水量の汚水処理水量に対する割合

予防保全型

日頃から施設の状態（安全か？壊れそうか？）を把握しておき、壊れる前に直すこと。事故の予防になる

【ら行】

硫化水素

元素記号は H₂S、毒性がある。下水の流れに変化がある場所で発生しやすく、下水道管などの中では、硫化水素は特定の細菌の活動によりコンクリートを腐食させる硫酸に変化する

ライフサイクルコスト

LCC（える・しー・しー）のこと

ライフライン

生活に必要なインフラ（福祉の向上と経済の発展に必要な公共施設）。水道・ガス・電気・下水道などがこれにあたる

【わ行】

ワンストップサービス

行政サービスの面では、一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにしたもの。行政改革の一環として、行政手続きの電子化や広域連携によって、手続き回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと



倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン

～継続的で安定したお客さまへのサービスの提供を目指して～

平成28年3月

倉敷市環境リサイクル局下水道部下水計画課

電話／086-426-3581

FAX／086-425-5645

E-Mail／gesui@city.kurashiki.okayama.jp